

## 協会の目的と基本理念・基本方針・行動指針

### ■ 協会の目的

兵庫県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

## 経済変化への 迅速・的確な対応を目指して

### 中小企業のために

日本の産業社会において、事業所・従業員数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

兵庫県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の「公的保証人」となって、中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

### 金融機関とともに

信用保証協会は中小企業の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業の活力を創造していきます。

### ■ 基本理念

当協会では、以下の「基本理念」を定め、今日の厳しい経済状況と金融環境の中で、その社会的責任を十二分に認識し、中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会をめざしています。

私たちは事業の維持・創造・発展に努力する

中小企業の良きパートナーとして

信頼される保証協会をめざし

地域経済・社会の発展に貢献します

### ■ 基本方針

「基本理念」の実現に向けて、「基本方針」を定めています。

#### 1. 公正・的確・迅速な「信用保証」を提供する

- ①適正かつ健全な経営努力を続ける中小企業等の経営基盤の安定・強化に寄与するため、新たな信用創造に努め、適宜・適切な保証を提供する。
- ②自主・中立の公的機関として、第三者の介入・介入を排除し、適正保証の推進に努める。

#### 2. 信頼される保証業務を推進する

- ①中小企業の良きパートナーとして地域経済・社会の発展に貢献するため、人材の育成に努め、資質の向上を図る。
- ②広く信頼される保証協会をめざし、多様化する中小企業のニーズに的確に応えるため、情報の提供、関係機関との連携強化に努め、より質の高い保証業務を推進する。

#### 3. 揺るぎない経営基盤を確立する

- ①激変する金融環境の中にあつて、信用補完制度の健全な運営と発展を図るため、将来に亘って揺るぎのない経営基盤を確立する。
- ②情報システムを有効に活用するなど、創意と工夫に努め、経営の合理化・効率化を図る。

### ■ 平成21年度行動指針

「基本理念」を実現するため「基本方針」に沿い、平成21年度の具体的な行動指針を定めています。

#### 1. 中小企業者の資金繰り改善に対する支援の強化

- ①多様化する中小企業者の資金ニーズに対して迅速・的確に対応する。
- ②関係機関との連携強化を図り、政策保証や経営・再生支援を推進する。

#### 2. 持続性のある信用補完制度の実現

- ①目利き能力・審査能力の向上等により適正保証を推進する。
- ②広報活動の強化等により新規保証を推進し、保証利用度を高める。

#### 3. 確固たる経営基盤の構築

- ①コンプライアンス態勢の強化により信頼性を確保する。
- ②将来を見据えた経営・業務の合理化・効率化を推進する。

## コンプライアンス

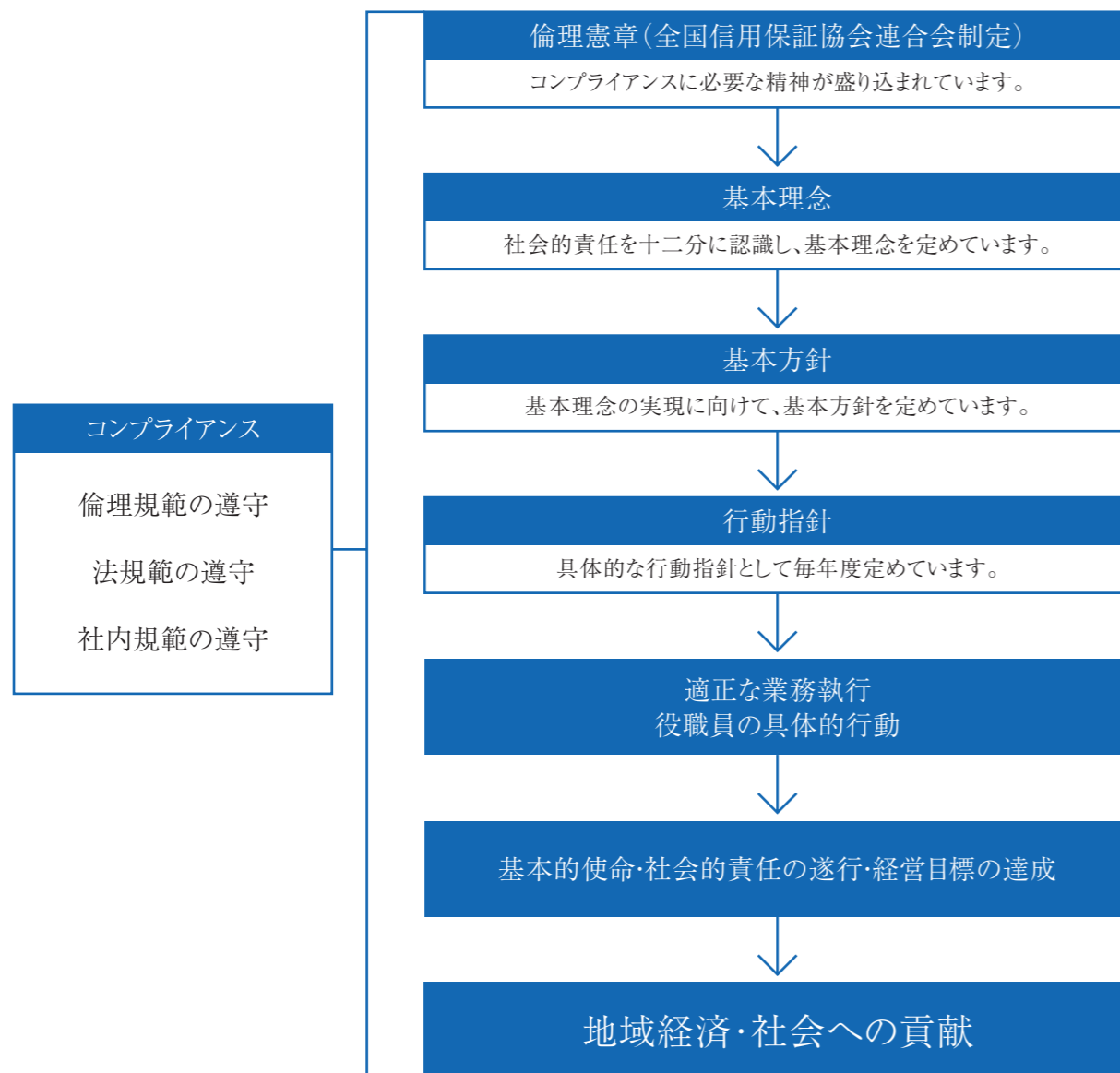
### ■ コンプライアンス

当協会が、中小企業金融の円滑化という設立の目的を果たし、持続的に存在していくためには、業務の健全性を維持し、社会から信頼を得ることが不可欠です。

そのため当協会では、あらゆる法令やルールを遵守し、コンプライアンスに則った基本理念、基本方針および行動指針を定め、誠実かつ公正な事業活動を行うことを通じて社会的責任や経営目標を達成し、地域経済・社会へ貢献していきます。

あわせて、情報に対するリスク管理の重要性を認識し、適切な運用に努めています。

### ■ コンプライアンス態勢図

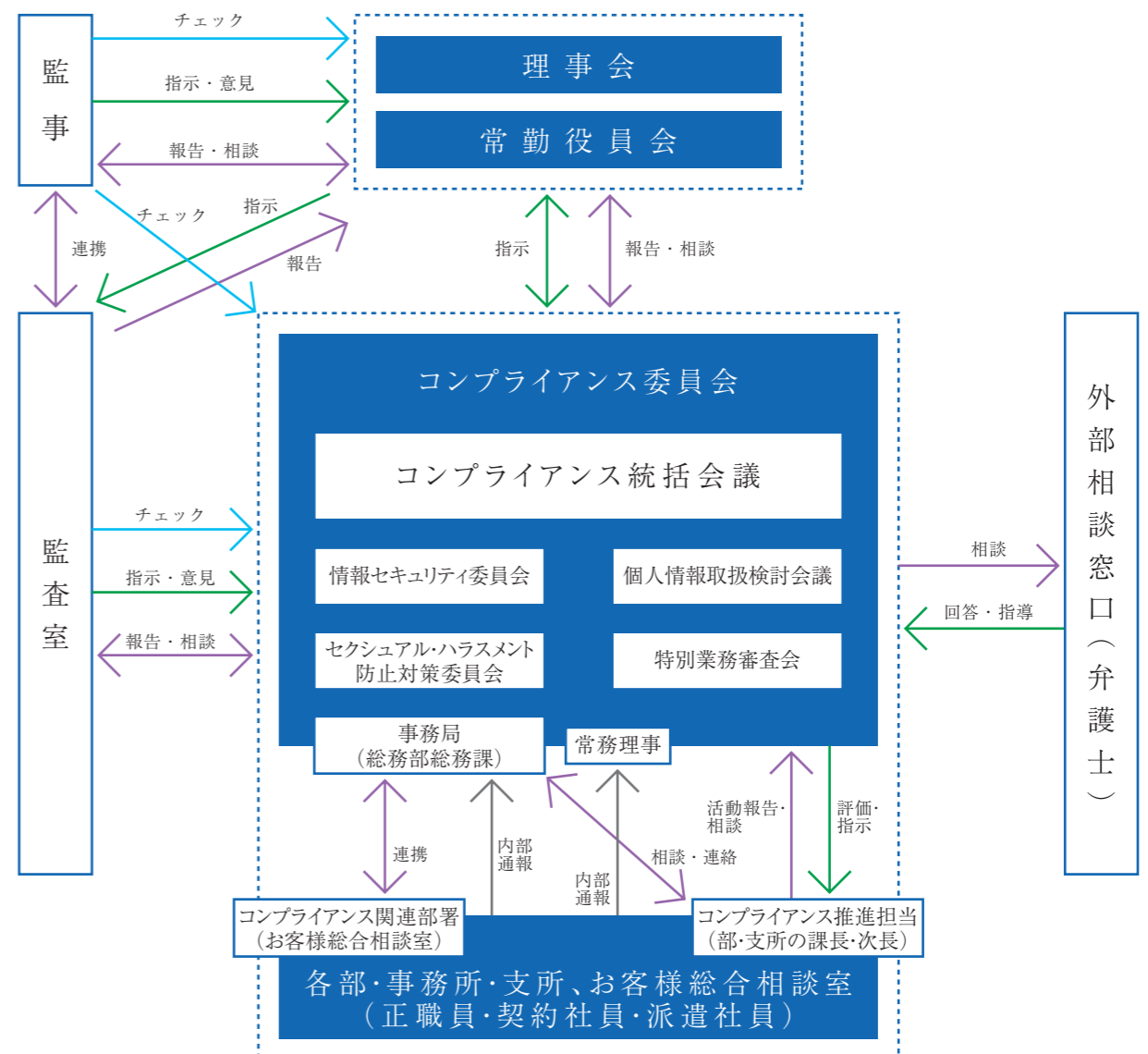


### ■ コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスにおいては、役職員全員の意識を高めるとともに、具体的な実践に結びつけることが重要です。そこで当協会では以下の取組みを実践しています。

- ①当協会のコンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
- ②法令等遵守態勢を実現する手引き書として「コンプライアンスマニュアル」を制定しています。
- ③具体的な行動計画を策定し、達成状況を適切に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定しています。

### ■ コンプライアンス体制図



## 情報保護と個人情報保護①

### ■ 情報保護への取組み

保証業務を行うために収集、作成、活用する情報は、協会にとって貴重な財産であり、機密に属するものが多くあります。これらの情報を安全で効率良く活用するための基盤を構築し、適切な管理を推進していくことが必要です。特に、情報の漏洩等により社会的信用を失う事態を未然に防ぐことは責務であり、情報に対する適切なリスク管理を重要な情報戦略と認識し、前向きに取り組んでいます。

- ①情報セキュリティを確保するにあたって遵守すべき指針として「情報セキュリティ基本方針」を定めています。
- ②情報セキュリティ基本方針に基づき、遵守とその運営組織について「情報セキュリティ規程」を定めています。
- ③当協会が取得する個人情報について、適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報に係る取扱い等について「個人情報保護規程」を定めています。

### ■ 個人情報保護宣言

個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する取扱いを以下のとおり「個人情報保護宣言」として制定しています。

兵庫県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護及び個人情報の安全管理に努めてまいります。

#### 1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報及び個人データを取扱います。

#### 2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会は、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ及び窓口備付けの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ることなく第三者には提供・開示いたしません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た機微情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には、使用いたしません。

#### 3. 個人データの適正管理・安全管理

お客様の個人データについて、安全管理の一元管理を図る体制を構築し、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

#### 4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、役職員に周知徹底させるため計画的に教育・研修を行う等個人情報保護への取組みを維持、改善していきます。

#### 5. 個人データの委託

- ①当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ②委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

#### 6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ②請求の方法は、当協会窓口にて備付けの個人情報開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参ください。(郵送による請求も可能です。)
- ③個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、1件につき300円、開示請求文書が15枚以上の場合は、A4文書1枚につき20円とさせていただきます。なお、通知を郵送する場合は、実費をご負担していただきます。

#### 7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ①当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ②お客様の個人情報を不適切に取得し又は目的以外に利用している場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ③お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ④6.及び7.の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ及び窓口備付けの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3.(3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

#### 8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報及び個人データの安全管理に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組めます。

#### 9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置に関する相談、質問及び苦情窓口

当協会は個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口を設けております。

お問い合わせ窓口については、P11「個人情報に関するお問い合わせ窓口」をご覧ください。

平成17年4月1日 兵庫県信用保証協会

## 情報保護と個人情報保護②

### ■ 個人情報の保護に関する法律に係る取組み

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)は、個人情報の利用目的などについて公表することが定められています。当協会では以下のとおり主な事項を定め、公表しています。

### ■ 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

#### 1. 当協会が取扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

(1) 法に基づき、お客様の個人情報を信用保証業務及びこれに付随する業務、ならびに次の利用目的の達成に必要な範囲で利用すること

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| ① 経営・金融・各種制度利用の相談の受付                           | ② 保証申込・条件変更申込の受付           |
| ③ 本人及び保証利用資格の確認                                | ④ 保証・条件変更の審査               |
| ⑤ 保証・条件変更の決定                                   | ⑥ 保証取引の継続的な管理及び事後管理        |
| ⑦ 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行                          | ⑧ 取引上必要な各種郵便物の送付           |
| ⑨ 信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供 | ⑩ 市場調査及びデータ分析ならびにアンケート等の実施 |
| ⑪ 各種保証制度利用のご提案                                 | ⑫ 保証料率・保険料率の算定及び保証料の返戻     |
| ⑬ 代位弁済請求の受付、代位弁済の審査                            | ⑭ 求償権の行使                   |
| ⑮ 経営改善・事業再生の支援                                 | ⑯ その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営  |

(2) お客様の本籍地等の業務上知り得た機微情報を適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

#### 2. 個人情報の第三者提供について(法23条1項関係)

当協会は、お客様より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客様の個人情報を第三者に提供すること及び個人情報の取得にあつての利用目的については、「個人情報の取扱いに関する同意書」(協会所定様式)によりお客様の同意を得ることとしております。

#### 3. 当協会が取扱う保有個人データに関する事項(法24条1項関係)

(1) 当該個人情報取扱事業者(当協会)の名称:兵庫県信用保証協会

(2) すべての保有個人データの利用目的:上記1.をご参照ください。

(3) 開示等の求めに応じる手続等に関する事項(法29条関係)

当協会では、例えば法令等に定められた一定の場合(保証審査内容等)を除き、本人又はその代理人からの保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止(以下「開示等」といいます。)の求めに対応させていただいております。

① 開示等の求めの申出先

開示等の求めは、「個人情報に関するお問い合わせ窓口」宛、当協会所定の申請書(下記②参照)に必要な書類を添付のうえ、持参又は郵送により行ってください。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えください。

② 開示等の求めに際して提出すべき書面(様式)等

開示等の求めを行う場合は、当協会所定の申請書(A)をホームページからダウンロード又は当協会にご来会の上入手していただき、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付してください。

(A) 当協会所定の申請書:「保有個人データ」開示等申請書

(B) 本人確認のための書類:運転免許証、外国人登録証、住民基本台帳カード、パスポート等、原則として、写真付の公的資料のコピー1通 ※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

③ 代理人による開示等の求め

開示等の求めをする方が本人、未成年者又は成年被後見人の法定代理人もしくは開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類(A)又は(B)を添付してください。

(A) 法定代理人の場合

・成年被後見人の場合は、当協会所定の届出書 1通

・法定代理権があることを確認するための書類(戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証等のコピー) 1通

・未成年者又は成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類 1通

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

(B) 委任による代理人の場合

・当協会所定の代理人選任届 1通

・本人の印鑑証明書 1通

・代理人本人であることを確認するための書類 1通 ※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

④ 開示等の求めにかかる手数料の額及びその徴収方法

開示等のうち、「保有個人データの利用目的の通知」又は「保有個人データの開示の求め」については、1件につき300円、開示請求文書が15枚以上の場合は、A4文書1枚につき20円とさせていただきます。なお、通知を郵送する場合は、実費をご負担していただきます。

手数料等につきましては、当協会窓口にてお支払いいただき、郵送の場合は、同額の定額小為替を申請書類に同封してください。

※手数料が不足していた場合及び手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示の求めがなかったものとして対応させていただきます。

⑤ 開示等の求めに対する回答方法

開示等のうち、「保有個人データの開示の求め」につきましては、書面又はお客様の了解を得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の開示等につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の求めに対しましては、お客様ご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

⑥ 開示等の求めに関して取得した個人情報の利用目的

開示等の求めに伴い取得した個人情報は、開示等の求めに応じるために必要な範囲内で取扱いいたします。

⑦ 保有個人データの不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨をご通知申し上げます。

また、不開示の場合につきましても所定の手数料をご負担していただきます。

ア.申請書に記載されている住所又は本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合

イ.代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合 ウ.所定の申請書類に不備があった場合

エ.開示の求めの対象が「保有個人データ」に該当しない場合

オ.本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

カ.当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 キ.他の法令に違反することとなる場合

#### 4. 苦情の受付窓口に関する事項(法24条1項4号、施行令5条、法31条関係)

個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、お客様総合相談室までお申し出下さい。

#### 5. その他

当協会が、別途、利用目的等を個別に示した通知、同意書等によりお客様の承認等を頂いた場合には、その個別の利用目的等が以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

### ■ 個人情報等に関するお問い合わせ窓口

(開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置に関する相談、質問及び苦情窓口等)

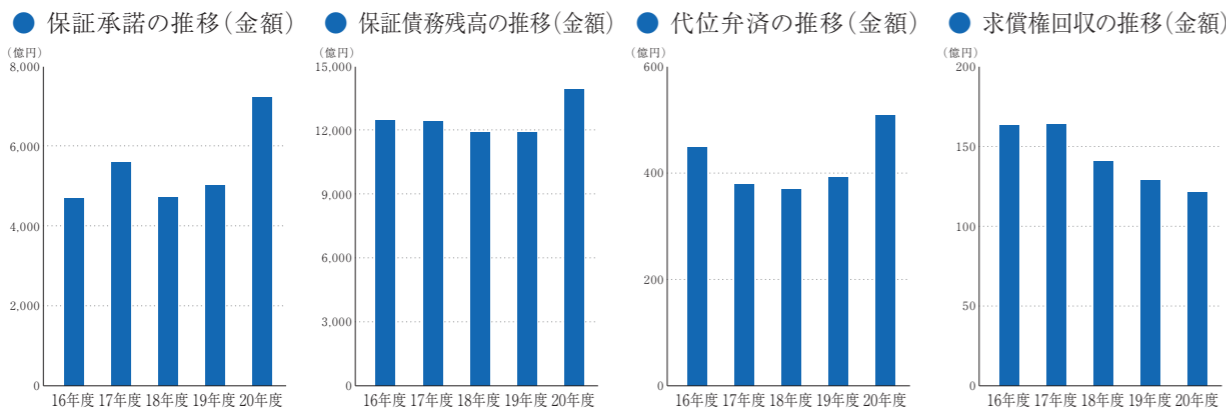
部 署	郵便番号	住 所	電話番号
お客様総合相談室	651-0195	神戸市中央区浪花町62-1	078-393-3905
神戸事務所	651-0195	神戸市中央区浪花町62-1	078-393-3900(代表)
阪神事務所	660-0881	尼崎市昭和通3-96尼崎商工会議所会館3F	06-6411-4133(代表)
姫路支所	670-0965	姫路市東延末3丁目27-2	079-289-3611
但馬支所	668-0024	豊岡市寿町8-7	0796-22-5171
淡路支所	656-0025	洲本市本町3-1-8	0799-22-4493
西脇支所	677-0015	西脇市西脇885-27	0795-22-6775
加古川支所	675-0064	加古川市加古川町溝之口527-4	079-424-1105

## 協会の概要

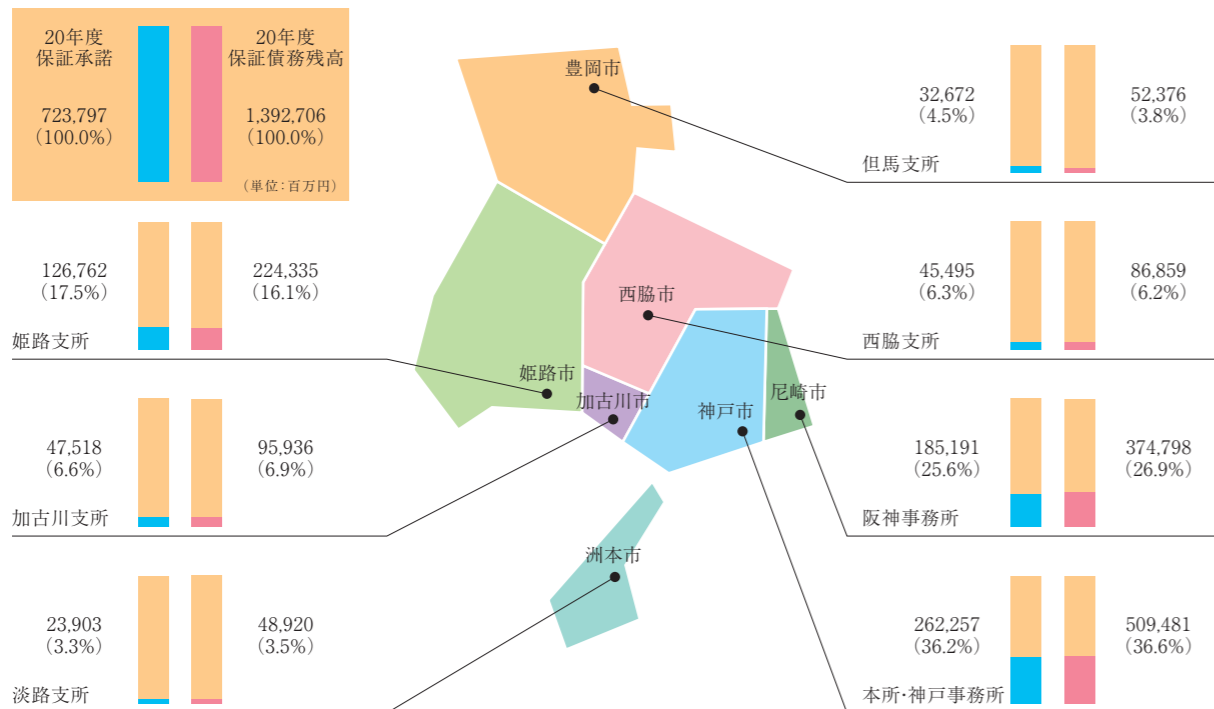
### ■ 兵庫県信用保証協会の概要

設立	1948年10月23日	常勤役員	228名
根拠法律	信用保証協会法 (1953年8月10日制定)	基本財産	513億円
関係法律	中小企業信用保険法 (1950年12月14日制定)	保証承諾額	7,238億円
事務所	本所・神戸事務所・阪神事務所・ 姫路支所・但馬支所・淡路支所・ 西脇支所・加古川支所	保証債務残高	1兆3,927億円
		代位弁済額	508億円
		求償権回収額	121億円

※数値は平成20年度末現在



### ■ 県内ネットワーク



## 協会の沿革

### 私たちは地域とともに歩み続けていきます。

兵庫県信用保証協会が発足したのは、戦後の混乱が色濃く残る1948年(昭和23年)のことでした。百貨店の一室を借り、8人で保証業務を開始してから半世紀余り。この間兵庫県は、鉄道網や高速道路網の発達、明石海峡大橋の開通など大規模な基盤整備が進む一方で、阪神・淡路大震災による甚大な被害を被るなど、激動の時代を駆け抜けてきました。我が兵庫県信用保証協会においては、それぞれの時代の変化を適切に捉え、タイムリーな信用保証業務を展開することで、県内中小企業者の金融円滑化に尽力してきました。

### ■ 兵庫県信用保証協会の主な出来事

- 昭和23年 10月23日兵庫県信用保証協会が社団法人として神戸市に設立
- 昭和26年 「中小企業信用保険法」に基づく保険契約締結
- 昭和29年 「信用保証協会法」に基づく法人に組織変更
- 昭和32年 姫路支所・尼崎支所開設
- 昭和33年 中小企業信用保険公庫(現(株)日本政策金融公庫)設立、「信用補完制度」が確立、但馬支所・淡路支所開設
- 昭和39年 「手形貸付根保証」、「手形割引根保証」創設
- 昭和40年 「特別小口保証」、「追認保証」創設
- 昭和48年 保証債務残高1000億円突破  
西脇支所・加古川支所開設
- 昭和51年 保証債務残高2000億円突破
- 昭和56年 保証債務残高3000億円突破
- 昭和57年 「推せん保証」創設
- 昭和60年 保証債務残高4000億円突破
- 昭和61年 「当座貸越根保証」創設
- 昭和62年 「事業者カードローン根保証」、「長期経営資金保証」創設
- 昭和63年 保証債務残高5000億円突破
- 平成2年 保証債務残高7000億円突破
- 平成5年 保証債務残高1兆円突破
- 平成7年 阪神・淡路大震災「災害復旧融資」創設  
新本所ビル竣工  
保証債務残高1兆5000億円突破
- 平成10年 創立50周年を迎える  
「中小企業金融安定化特別保証」創設
- 平成12年 「特定社債保証<私募債>」創設  
「クイック保証<クイック2000>」創設
- 平成13年 「セレクト保証」、「売掛債権担保融資保証」創設
- 平成14年 「ひょうご無担保ローン『じんそく』」、「事業再生保証」、「資金繰り円滑化借換保証」創設
- 平成15年 「下請振興関連保証」創設
- 平成16年 近畿6協会参加によるコンピュータシステム基盤整備事業開始
- 平成17年 「ひょうご無担保ローン『スーパーじんそく』」創設
- 平成18年 保証料率体系を改正(9段階の保証料率体系を導入)  
「クイックミニ保証」創設
- 平成19年 「責任共有制度」の導入  
「流動資産担保融資(ABL)保証」創設
- 平成20年 創立60周年を迎える  
「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」創設

